韓国における政治関係法改正と第18代国会議員総選挙

白井 京

【目次】

はじめに

- I 政治関係法改正
 - 1 公職選挙法
 - 2 政党法
 - 3 政治資金法
- Ⅱ 第18代国会議員総選挙
 - 1 選挙概況
 - 2 当選議員の傾向
 - 3 選挙法違反者

おわりに

はじめに

1948年5月31日午後2時、李承晩臨時議長は 「大韓民国は独立国家」であると宣布し、制憲 国会を開会した。

それから60年。2008年5月31日、大韓民国国 会は開院60周年を迎えた。

制憲国会から現在まで、様々の政治的な流れに巻き込まれ、議会政治が中断した時期もあった。しかし1980年代後半の民主化以降、韓国の議会政治は安定しており、2008年4月の国会議員総選挙を経て、5月末、第18代国会(任期2008~2012年)が開始した。

以下では、選挙に先立ち2008年2月に可決された公職選挙法、政党法、政治資金法の3つのいわゆる「政治関係法」改正法を紹介する。次に、2008年4月9日に行われた第18代国会議員選挙について報告する。インターネットを利用した選挙運動や女性議員の進出など、韓国の国会議員総選挙は我が国にとっても参考になる点が多い。

なお、韓国の国会は、一院制である。定数は

299名、任期は4年で解散はなく、4年毎に総入れ替えの国会議員総選挙が行われる。小選挙区比例代表並立制が導入されており、有権者(満19歳以上の国民)は、地域区(我が国の小選挙区に相当)245名、全国を一つの選挙区とする比例区(54名)の合計2票を投票する。

1948年の制憲国会の後、国会議員の任期開始から満了までを一つの「代」として「第2代国会」(1950~1954年)、「第3代国会」(1954~1958年)・・・・と、「第〇代国会」という名称で呼ぶのが慣例となっており、2008年4月に行われた総選挙で選出された議員による現在の国会は「第18代国会」である。

I 政治関係法改正

公職選挙法、政党法、政治資金法の三つの法律を、韓国では「政治関係法」と呼ぶ。以下では、各法律の概要を紹介した上で、今回の改正について報告する。

この3つの法律に対しては、前回、第17代国会議員総選挙直前の2004年に「改革立法」と評される大規模な改正がなされた。2005年には、2006年の統一地方選挙を前に、再度、この「改革路線」を踏襲する改正がなされている。

今回も、2008年4月の第18代総選挙を前に、 2007年7月に政治関係法を検討する特別委員会 が国会内に設置され、そこで検討された改正案 が2008年2月22日に国会本会議において可決、 同月29日に公布された。

1 公職選挙法

現在の公職選挙法は、1994年に既存の大統領

選挙法、国会議員選挙法、地方議会議員選挙法、 地方自治体首長選挙法の4つの選挙法を統合し、 全ての選挙に適用することで、選挙管理に一貫 性をもたせることを意図し、制定されたもので ある。当時の法律名は「公職選挙及び不正腐敗 防止法」であったが、2005年の改正で「公職選 挙法」に変更された。全279条及び附則からなる 法律であり、全18章で構成されている。

第1章では、この法律の目的と適用範囲等、公 職選挙全体にわたる原則的な事項と、選挙の公 正性保障のための制度について総則として規定 している。

第2章から5章までは、選挙権と被選挙権、選 挙区域と議員定数、選挙期間と選挙日、選挙人 名簿等の基準設定及び作成方法について規定し ている。

第6章では候補者の登録手続き等について、第 6章の2は政党の候補者推薦のための党内予備選 挙について規定している。

第7章は、選挙運動の方法及び禁止・制限され る行為について、第8章は選挙費用の制限及び国 による補填について、第9章は政党活動の規制等 について、第10章から第12章までは投開票の手 続きと当選者決定方法等について、第13章では 再選挙・補欠選挙の事由等について、第14章は 同時選挙にのみ適用される特例事項について 各々規定している。

第15章では選挙や当選の効力を争う訴願・訴 訟手続きについて、第16章では選挙犯罪と罰則 について、最後の第17章ではこの法律を補完す る補則が規定されている。

この公職選挙法は、1994年の制定以後、2008 年まで、14年間に他法改正による小さな改正を 含めて27回、改正されている。1980年代にはじ まった民主化の後、選挙法には、常に代表性や 比例性、競争の公正性が求められてきた。これ は、1960~70年代の権威主義時代にこれらの要 素が歪曲されてきたことがその理由と説明さ

れる。しかし、1997年のアジア経済危機以後は、 どちらかというと「高費用低効率」の選挙構造 の改革を試みる動きが主流となった。1998年改 正での地方議員の定数削減を経て2000年第16 代選挙直前には国会議員定数も削減された。

さらに、前述したように2004年の第17代国会 議員総選挙前には、「改革立法」と評される大規 模な改正がなされた。この改正では、合同演説 会や政党演説会等を廃止し、金のかかる大衆動 員型選挙運動からインターネットやメディアを 用いた選挙運動への転換を誘導し、選挙費用の 透明性強化、選挙犯罪に対する取締りの実効性 確保などが図られた。また、2001年7月の憲法裁 判所の違憲判決を受けて、これまでの1人1票制 から1人2票制に変更された。この2004年改正に ついて、当時の選挙管理委員会のジョ・ヨンシ ク選挙管理室長は、「昨年実施された第17代国会 議員選挙が、わが国の選挙史に類例のない、清 潔で金のかからない選挙として評価を受けるこ とができたのは、このような政治関係法の画期 的な改正によるところが大きいということに異 論の余地はないだろう」と評価している。

翌2005年の改正では、2004年の改革路線を引 き継いだ諸改正とともに、地方議会議員選挙に おける比例代表制の導入、選挙権年齢の19歳へ の引き下げ、永住外国人に対する地方参政権付 与等の改正が行われた。

ここで紹介する2008年2月の改正は、当然、同 年4月10日に予定されていた総選挙を意識した 改正となった。主な内容は、以下の通りである。

< と く 投票インセンティブ制度の導入

投票率を上げるため、選挙管理委員会が投票 者に対し国公立有料施設の利用料金を免除し、 又は割引する等のインセンティブ付与を策定で きるよう規定した。また、交通が不便な地域に 住む者や、高齢者、障害者等に対して交通の便 宜を提供するよう規定した。

<不正選挙防止>

政党の候補者公認において、金品や財産上の利益等を提供し又は提供される行為を禁止し、違反した場合は5年以下の懲役又は1000万ウォン(日本円で約102万円)以下の罰金に処する。選挙違反者が自首すれば、刑、罰金及び過料等を軽減又は免除できるようにし、内部告発者には報奨金付与が可能になるよう規定を設けた。その他、選挙不正監視の活動を拡充した。

<政策中心選挙>

「政策中心」の選挙を促進する広報を積極的に行うよう各選挙管理委員会に義務付けるほか、党内予備選挙に参加する各候補者に対しても選挙公約の公開を拡大するよう規定を設けた。メディアを利用した選挙運動をより活性化するためにインターネット言論社も候補者の討論会や対談を中継放送できるようにした。マスコミによる各候補者の政策や公約の比較評価について規定を設けた。

<その他>

党内予備選挙の選挙運動の許容範囲を拡大するとともに、予備選挙についても投開票費用を国が一定程度負担できるようにした。候補者や政党が選挙管理委員会に提出した各種の印刷物や広告等について、選挙管理委員会に著作権を帰属させる条項を新設した。

これらの改正は、特に大きな改正とはいえないものの、マニフェストを利用した政策選挙の推進、メディアやインターネットを利用した選挙運動の拡大、予備選挙制度の拡大、選挙不正への規制強化といったこれまでの改革路線を継承し、これまでの選挙において問題となった点を適宜修正するものであったといえる。

さらに、今回の改正には付帯決議が付されている。内容としては、今後の第18代国会におい

て在外国民の選挙権行使に関する改正を迅速に 推進すること、各政党の地域議席偏重現象を改 善するために地域区での惜敗率による比例代表 の当選等の導入、圏域別比例代表制度の導入及 び比例代表議員の定数拡大に関する議論に着手 すること等が挙げられている。

このうち、在外国民の選挙権行使については、2005年改正時にも議論となっていたが、改正が見送られていた。その後、2007年6月28日、憲法裁判所が、事実上在外国民の選挙権行使を制限している現行の公職選挙法に対し「憲法不合致決定」を宣告していたため、特別委員会での検討結果が注目されてきたが、今回の改正でも与野党の思惑が交錯して合意に至らなかった。憲法裁判所は2008年末までに改正するよう求めており、今後の審議動向が注目される。

2 政党法

政党法は、全8章及び補則からなるもので、全 62条で構成されている。

第1章では総則として目的や定義等について 定め、続く第2章では政党の設立について条件等 を規定している。第3章から第5章では、政党同 士の合併、政党への入党及び脱党、党憲(党の 根本規則)や党費などの運営について定める。 第6章では「政党活動の自由」を含む政党活動の 保障について、第7章では解散について、最後の 第8章では罰則について規定している。

1962年に制定された後、現在まで合計15回に わたって改正されている。1997年に行われた第 10次改正までは、政党政治の活性化のために政 党設立要件の緩和や簡素化という方向での改正 がなされてきた。しかし、公職選挙法と同様に、 1997年のアジア経済危機以降は「高費用政治構 造の解消」が目標として浮上し、2004年改正で は、高費用・低効率の政党構造を改善するため に「地区党」制度を完全に廃止し、政党の構成 の変更、公職選挙候補者の党内予備選挙に関す る規定等が新設された。

さらに2005年改正では、法律専門家以外の人 にも理解しやすいように全面改正され、政党に よる政策の開発能力を強化するために政策公開 と討論会を活性化し、政党の自律性を拡大する ために地域単位の党員協議会を置くことができ ると定めた。

今回、2008年2月の改正では、党の代表を選出 する党内での予備選挙の公正性を確保するため に、国庫補助金の配分対象となる政党の中央党 (党本部) は、その代表者の選出のための選挙 事務のうち、投票及び開票に関する事務管理を 中央選挙管理委員会に委託することができると 定められた。

3 政治資金法

政治資金法は全65か条で構成される法律で、 1965年に制定されて以来、20回にわたって改正 されている。

初期の政治資金法の目的は政治資金を円滑に 集めるためのものであり、若干の違いはあるも のの、第9次改正(1997年)までは調達と配分の 合理化を通じた政党政治の活性化に主眼がおか れていた。しかし、やはり1997年のアジア通貨 危機以後は、政治資金を「規制対象」とみなし、 透明性を高める方向性で改正が重ねられている。

2004年の改正では、「政治資金の収入と支出の 内訳の公開」「透明性の確保」「政治資金と関連 する不正の防止」が目的として明確に規定され、 関連する条文の改正が行われた。政治資金の集 め方についても、企業との癒着の原因になりう るとして法人や団体による政党への寄付を禁止 し、個人の少額寄付を推奨する等、資金調達方 法の多様化を図る重要な改正があった。

これに続く2005年改正では、法律の名称を「政 治資金に関する法律」から「政治資金法」に変 更し、国民の少額寄付を活性化させ、選挙費用 や政治資金の支出手続きを簡素化するなどの改 正がなされた。2006年にも、女性議員の発議に より、女性推薦補助金の拡大やその不正使用の 規制に関する改正がなされている。

今回、2008年2月改正では、大統領選挙候補者 や予備選挙候補者が合法的に政治資金を集めた り使用できるように後援会の設置を認め、10万 ウォン以下(日本円で約1万円以下)の少額寄付 者の領収書発行を省略可能にするなどの小規模 な改正に留まった。

Ⅱ 第 18 代国会議員総選挙

では、Iで報告した政治関係法の改正を経て 行われた第18代国会議員総選挙は、どのような ものだっただろうか。以下では、第18代国会議 員選挙について様々な側面から紹介する。

1 選挙概況

2008年4月9日、李明博政権発足後の最初の選 挙となる第18代国会議員総選挙(任期:2008年 ~2012年) が行われた。定数245の地域区(小 選挙区) に1,119名が立候補し、平均4.6対1の競 争率となった。第17代選挙時は4.8対1であった から、競争率としては若干低下した。候補者の 内訳はハンナラ党245人、統合民主党197人、民 主労働党103人、自由先進党94人、親朴連帯53 人、進歩新党34人、創造韓国党12人等である。 定数54の比例区には、15の政党が登録した。

今回の総選挙の大きなポイントは、与党ハン ナラ党が議席過半数を占めることができるかど うか、であった。これは、韓国版「ねじれ現象」、 韓国語でいうところの「与小野大」が生じれば、 国政運営に大きな影響を及ぼすためである。

ハンナラ党は、李明博大統領が圧勝した第17 代大統領選挙の直後こそ支持率が高かったもの の、李明博政権の長官人選に対する批判や、党 公認候補者を選出する過程での内部対立の表面 化により徐々に支持率が低下していた。とはいえ、「安定した国政を」という国民の要望もあり、 160議席は確保できるのではないかという見通 しであった。

一方、盧武鉉政権の流れをくむ野党の統合民主党は、ハンナラ党の独走を牽制し、憲法改正を阻止しうる100議席(3分の1以上)確保が当面の目標となっていた。

各地域区では、主要政党が公認候補者選出過程において多くの現役議員を排除した。ハンナラ党内部では李明博派と朴槿恵派の内部抗争により公認されなかった議員も多かったが、統合民主党においても多くの候補者の入れ替えがあった。これは、「国民は議員が当選を重ねるほど腐敗すると信じている」ことから、新しい候補者を選ぶことによって党への支持を集めるためであると説明される。ハンナラ党の公認から漏れた朴派議員は、次々と「無所属」あるいは「親朴連帯」といった新しい政党からの立候補を表明し、これにより当選者の予測がさらに難しくなった。

ふたを開けてみれば、与党ハンナラ党の獲得 議席は過半数を若干上回る153議席に留まった。 ただし、無所属を含む保守系議員が3分の2まで 議席を伸ばし、これまで多数派だった革新系を 逆転した。最大野党の統合民主党は、党を代表 する盧武鉉政権時代の閣僚経験者も次々と落選 し、100議席には及ばず81議席となった。

<投票率>

2000年の第16代選挙では57.2%、2004年第17代選挙では60.6%であった投票率は、50%を切って46.1%となった。約3700万人の有権者のうち、2000万人は投票しなかった計算になる。これは、韓国において全国的規模で行われた歴代の選挙のうち、最も低い投票率である。当初選挙管理委員会が予想していた50%台前半にも満たなかった。特に首都圏をはじめとする都市

部での投票率が低く、ソウル45.7%、釜山42.9%、 最低の仁川では42.2%であった。相対的に地方に おいては投票率が高く、最も投票率が高かった のは済州の53.5%であった。

この最低投票率という結果は、政治的無関心が広まり投票率が低下傾向を示している中で、与野党が政治的な争点を定めることができず、さらに選挙当日に一部の地域で激しい雨が降っためといわれる。2007年12月の大統領選挙の直後であったため、有権者の間に「選挙疲れ」があったとの指摘もある。アンケート調査によれば、大統領選挙時に李明博氏に投票したハンナラ党支持層に棄権者が多く、これは大統領選挙時に盧武鉉大統領(当時)に対する失望から李明博氏に投票したものの、その後の李明博大統領の人事や党内での対立に対し再び政治に失望して、投票を棄権したものと分析されている。

今回の選挙では、前述した公職選挙法改正に 基づき、投票インセンティブ制度の一環として 選挙管理委員会による「投票確認証」制度が導入された。投票後に渡される「投票確認証」を 持参すれば、期間限定で博物館等の公共施設に 無料入場できたり、公営駐車場で割引を受ける ことができるなどの特典が付与されるという ものである。中央選挙管理委員会は、2700万 枚の投票確認証を準備したが、最終的には 1000万枚近くが選管の手元に残った。間違えて 投票箱に入れたり、投票所近くのゴミ箱に多くの 投票確認証が捨てられていたりといった報道も みられ、有権者の興味を引くことは難しかったよ うである。

<インターネット選挙運動>

今回の選挙では、2002年大統領選挙や2004年 国会議員総選挙のときのように、インターネットによる世論形成が大きな話題になることはなかった。2002年大統領選挙、2004年国会議員総選挙の際に選挙関連のニュースとそれに対する 反応がネット上にあふれていたのに比べ、投票 日前日に代表的な新聞社の一つである朝鮮日報 社のサイト「チョソン・ドットコム」において、 アクセス件数上位5位以内に入った選挙関連の ニュースは2件のみであった。この選挙の直前に 行われた2007年末の大統領選挙でも、インター ネットによる選挙報道とそれに対するネティズ ン (インターネット利用者) 達の反応は低調で あった。

今回の総選挙後の新聞コラムには「選挙の専 門家達は、最近の韓国のインターネット市場の 無気力ぶりに改めて驚かされている」との記述 がみられる。選挙におけるインターネットの力 は、以前に比して弱まっているようにみえる。 その原因としては、候補者に対する悪質な誹謗 中傷と、それに対する解決策としての「インタ ーネット実名制度」の導入といった規制強化が 挙げられる。

なお、ユーザー自身が作成する動画・画像な どのコンテンツであるUser Created Contents (以下UCCという) については、2007年の大統 領選挙を前に、選挙管理委員会により「選挙UCC 運用基準」が定められた。特定政党や候補の当 選又は落選を有利又は不利にしようとする意図 を含むコンテンツは選挙法違反とされ、メディ アが特定の候補者に有利又は不利な動画や文章 を複製し又はリンクを張る行為でも時期によっ ては違法となる。2007年末の大統領選挙時には、 マスコミが報道したテレビの内容を再構成して 選挙関連UCC動画を作成した大学生が選挙法違 反で逮捕され、5時間も取り調べを受けたという ニュースが流れてから、ネットユーザーの間で は「下手に意見を書き込んで逮捕されるより、 何もしない、関心を持たないのが身のため」と いう態度が大勢を占めるようになったという。 こうした傾向は、今回の国会議員総選挙におい ても同様であった。

2 当選議員の傾向

<平均年齢と議員の政治的傾向>

2004年4月の第17代国会議員総選挙では、ウ リ党を中心に60%以上を新人議員が占めるなど 大幅に世代交代が進み、国会議員の平均年齢は 51.7歳であった。第18代国会議員選挙では、若 干平均年齢が高くなり、当選議員の平均年齢は 53.7歳となった。

選挙後の新聞社の調査によれば、自分の理念 傾向を中道保守と考える当選者が回答者の 52.3%を占めており、改革派の若い議員が多かっ た第17代国会に比べて相対的に保守化している。 また、「朝鮮半島の将来に最も大きな影響を及ぼす 国」はどこかという質問に対しては、59.7%が米 国、35.2%が中国を挙げ、日本は1.7%であった。

<女性議員比率>

韓国では、2000年から女性候補者のクォータ 制度が導入されている。クォータ制とは、不平 等是正のための方策の一つであり、議会や審議 会等において男女の比率に偏りがないよう、女 性の参入又は参画についてあらかじめ一定の割 合を義務付ける制度である。現行の公職選挙法 では、比例区候補者の名簿のうち50%を女性に 割り当て、奇数順位に女性を置くよう義務付け ている。

クォータ制導入の効果もあって第16代国会の 16名 (5.9%) から第17代国会には39名 (13.0%) に急増した女性議員の数は、今回の選挙では41 名(13.7%)と史上最多になった。このうち14 名(全体の5.7%)は地域区から出馬し当選して いる。これまで比例区で選出され活動してきた 女性議員が、その蓄積を元に地域区から出馬し、 当選するケースが増加したという。

今回の公職選挙法改正以前に、地域区での女 性候補についてもクォータ制を導入し30%以上 とするよう求める声も一部議員から上がってい たが、改正には至らなかった。

<法曹出身議員の増加>

法曹界からは、検察官出身22名、裁判官出身 17名、弁護士出身19名、法務士(日本の司法書 士に相当) 出身1名の合計59名が国会議員に選出 された。第15代、第16代国会で各々41名だった 法曹出身の政治家は、第17代国会で54名と急増 したが、今回さらに増加したことになる。また、 女性当選者41名中、9名が法曹出身者であった。 これらの「ポリローヤー (Poli-Lawyer)」につ いては、専門性を発揮して立法に力を発揮する のではないかと期待される一方、国会法では国 会議員の兼業については「所管常任委員会の職 務と関連した営利行為をすることができない」 としか規定されておらず、法制司法委員会に所 属する議員以外は弁護士との兼業が可能である ため、政治家としての権限が裁判に影響を与え るのではないかといった問題も指摘されている。

3 選挙法違反者

5月30日、検察は第18代国会議員当選者8名を起訴した。この日現在、検察によって起訴された、又は起訴される予定の18代国会議員は14名(罰金50万ウォンが確定した議員1名を除く)であり、現役議員のうち捜査の対象となった者はこれらを含めて91名である。現役議員の場合は、法院(裁判所)で懲役刑又は100万ウォン(約10万円)以上の罰金刑が確定すれば、政治資金法により議員職を喪失することになる。

今回の選挙後に特に話題になった規定としては、2008年改正により新設された公職選挙法第47条の2が挙げられる。この規定は、党が特定の者を候補者として推薦することと関連して、金品や財産上の利益等を提供し又は提供される行為を禁止する内容である。これ以前には、「公認」の対価の受け渡しが「公然の秘密」となっていたが、法改正によりこの規定に違反して金品等を授受した場合には、5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処されることになった。

しかし、「親朴連帯」比例第1位で当選した31 歳の女性議員を初め、比例区における政党の公 認過程において数億ウォンに達する「特別党費」 を支払ったとされるケースが相次ぎ、問題とし て提起された。

大法院は、全国選挙犯罪専門担当裁判長会議において、第18代総選挙の当落に影響を与える 選挙裁判については、第一審から第三審まで 各々2か月以内、合計で半年以内に確定判決まで いたるようにするとしている。

また、2008年3月、大検察庁は選挙法違反者に 対する求刑基準を定めた「選挙事犯量刑ガイド ライン」を確定しており、これまで検察官によ って差がありすぎると批判されていた量刑基準 が明確になった。

おわりに

5月末、2004年から2008年までの任期を終えた第17代国会は、まさに「働く国会」であった。議員発議の法律案は第16代国会の3.3倍となり、全法律案の85%が議員発議であった。政府法案を国会が修正するケースも増加し、可決された政府法案の84%になんらかの形で国会審議による修正が加えられていた。

増えたのは法案だけではない。韓国では高位 公職者の任命時に国会が検証を行う人事聴聞会 制度が導入されているが、人事聴聞の対象とな る職務の範囲が第17代国会の間に大幅に増加し、 国務委員(閣僚)候補者、憲法裁判所裁判官、 中央選挙管理委員会委員、合同参謀議長、放送 通信委員長等も人事聴聞会を経て任命されるこ とになったため、第16代国会では5件であった人 事聴聞会の要請が、第17代国会では76件にまで 急増している。

BSE騒動に端を発した大規模な反政権デモが 行われる中、6月5日に予定されていた第18代国 会開院式や議長選出のための本会議は野党の登 院拒否により開催できなかった。

そんな中でも、議員による法律案は途切れるこ となく提出されている。第18代国会の開院から一 月にも満たない6月29日現在、議員により提出さ れた法律案は既に65件である。議員立法の勢い は、第18代国会においても失速しそうにない。

2007年10月、韓国の代表的な経済週刊誌であ る『エコノミスト』は、「第17代国会議員の『成 績表』と題する特集を組んだ。299名の国会議 員が法案を何件提出し、うち何件が実際に可決 されたのかを調査したものである。この記事に は、全議員の名前、選出地域、当選回数、発議 した法律案の件数、うち可決された法律案の件 数、可決率、代案廃棄(委員会が提出された法 案の趣旨を取り入れて新たな法案を可決し、原 法案は廃案とすること) された法案の件数が並 ぶ。韓国国会には、国民の厳しい視線が注がれ ている。第18代国会において、韓国国会がどの ように立法活動を行っていくのか注目される。

注

- *インターネット情報はすべて 2008 年7月1日現在のも のである。
- *法案、法律案審査報告書、国会会議録等については、立法 統合知識管理システムhttp://likms.assembly.go.kr/> によった。
- (1) 国会事務処『국회법과정』(国会法課程), 国会事務 処, 2008, p.181.
- (2) 이현출(イ・ヒョンチュル)「효율성과 생산성 강화에 주력-정치관계법의 변천사」(効率性と生産性強化に 注力—政治関係法の変遷史) 『国会報』No.491, 2007.10, pp.36 - 37. 以下、政党法及び政治資金法に関しても同 論文を参照した。
- (3) 2004年の政治関係法改正については、山本健太郎 「韓国における政治改革立法と政党の動向―盧武鉉大 統領の弾劾と2004年総選挙を経て一」『レファレンス』 641号, 2004.6, pp.36-56参照。

- \(\text{http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/2}\) $00406_641/64102.pdf$
- (4) 韓国の選挙管理委員会は、憲法に定められた独立機 関である。選挙に関する事務だけでなく、政党の登録 や定期報告、政治資金の規制や会計報告、国庫補助金 の支給等に関する事務も取り扱う。
- (5) 조영식 (ジョ・ヨンシク) 「개정 정치관계법에 대한 소고-개혁기조 유지키로 한 정치권에 박수를」(改正 政治関係法についての小考―改革基調を維持すること にした政界に拍手を)『国会報』No.465, 2005.8, pp.85-90.
- (6) 「インターネット言論」とは、時事問題に関する報 道や論評を提供するインターネット新聞や政治ポータ ルサイト等をいい、「インターネット言論社」とは、そ れを発行する者をいう。韓国では、インターネット新 聞が既存の新聞等マスコミと並ぶ選択肢の一つとして、 有権者の支持を得ている。
- (7) 「憲法不合致決定」とは、憲法裁判所の決定の一種 であり、該当条項の違憲性は認めるが法秩序の安定の ために法改正時まで猶予期間をおく決定をいう。
- (8) 「地区党」は、選挙区ごとにおかれる政党の組織で あったが、維持するための費用が大きいことや、地区 党が地区党委員長による事実上の「私党」になってし まうという弊害が指摘され、廃止されるに至った。改 正により、地区党にかわって特別市・広域市・道に「市 道党」を置くことが認められた。
- (9) 「女性推薦補助金」は、一定以上の選挙区で女性の 候補者を推薦した政党に対して補助金が支給される制 度である。
- (10) 「총선 초접전지+관심지」(総選挙、超接戦地+関 心地) 『週刊朝鮮』No.1999, 2008.4, pp.10-11.
- (11) 「韓国与党分裂 地盤で大苦戦―総選挙 大統領派 と朴氏派激突」『毎日新聞』2008.4.5.
- (12) 「現職3割『入れ替え』-多選批判各党が対応」『朝 日新聞』2008.4.1.
- (は) 中央選挙管理委員会の第18代国会議員選挙管理シ ステム(http://www.nec.go.kr:7070/abextern/index. html〉による数値。

- (4) 「韓国総選挙の投票率最低に」『読売新聞』2008.4.10.
- (15) 「긴급설문 "우리가 투표를 안한 이유"」(緊急アンケート "我々が投票しなかった理由")『週刊朝鮮』 No.2001, 2008.4, pp.12-16.
- (16) 「貼히고, 버려지고...투표확인증의 '수모'」(踏まれて、捨てられて…投票確認証が受ける'侮辱')『朝鮮日報』2008.4.10.
- (IT) 「'악플'의 代價와 인터넷 민주주의」('悪質コメント'の代価とインターネット民主主義)『朝鮮日報』 2008.4.9.
- (18) 公職選挙法におけるインターネット実名制度とは、 ネット上で選挙関連の意見を表明する際に、名前と住 民登録番号を入力し本人確認を行う手続きをいう。
- (19) 趙章恩「規制強化でレス激減・『ネット議論』不発の 韓国大統領選(IT先進国・韓国の素顔)」『日経IT PLUS』2007.12.18.
 - \(\text{http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=}\)
 MMIT13000018122007\(\text{}\)
- (20) 「18대 국회의원 당선자 220명 설문조사―"보수・ 중도보수"61% "진보・중도진보"33%」(18代国会議員当 選者220名アンケート調査― "保守・中道保守"61%、 "革新・中道革新"33%)『東亜日報』2008.4.15.
- (21) 「현장을 뛰어 표로 이겼다-14명의 지역구 女전 사들」(現場を駆けて、票で勝った―14名の地域区女 戦士達)『週刊朝鮮』No.2002, 2008.4.28, pp.16-18.
- (22) 「"지역구 공천 여성할당 30% 의무화해야"」("地域区公認、女性クォーター30%を義務化すべき")『東亜日報』2008.2.11.
- (23) 「18대 총선 법조인 59명 여의도'入城'」(18代総 選、法曹59名も'入城')『法律新聞』2008.4.14.
- (24) 「'폴리로여'선임은 재판부 압박용?」('ポリロー

- ヤー'選任は裁判部圧迫用?)『東亜日報』2008.6.15. (25) 「18대 의원 14명 '불안한 금배지'」(18代議員14
- (25) 「18대 의원 14명 '불안한 금배지'」(18代議員14 名 '不安な金バッヂ")『東亜日報』2008.5.31.
- (26) 「선거범죄 신속한 재판」(社説 選挙犯罪迅速な裁判)『法律新聞』2008.4.14.
- (27) 「선거사범 고무줄 구형 시비 없앤다」(選挙法事犯 "ゴム紐求刑"の是非をなくす)『法律新聞』2008.3.27.
- (28) 第17代国会の議員立法の状況については、白井京「短信:韓国 議員立法の急増と国会改革関連法」『外国の立法』229号, 2006.8, pp.174-180参照。
 - http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/22
 9/022910.pdf>
- (29) 심정희 (シム・ジョンヒ)「의원발의 법률안 제16대 국회의 3.3배 — 제 17대 국회 의안 접수 처리 성적표」(議員発議法律案、第16代国会の3.3倍—第17 代国会議案受付・処理成績表)『国会報』No.497, 2008.4, pp.24-25.
- (30) 「人事聴聞会」では、候補者の専門性、業務遂行能力、財産形成過程、学歴と経歴、人格や周囲の評判などを中心に質疑がなされる。詳しくは白井京「人事聴聞会法」『外国の立法』217号,2003.8.
 - \(\text{http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/21}\)
 7/21708.pdf\(\rightarrow\)
- (31) 「심층분석 국회의원 299명 입법 성적표―안명옥 발의 1위 김석준 가결1위」(深層分析国会議員299名 立法成績表―アン・ミョンオク発議1位、キム・ソクジ ュン可決1位)『이코노미스트』(エコノミスト) No.908, 2007.10.16, pp.46-51.

(しらい きょう・海外立法情報課)